

# アメリカの対日宗教政策の形成

中 野 毅

## 目次

- 一 序：問題の所在
- 二 アメリカの対枢軸国基本政策
- 三 対日基本政策の原型
- 四 国務省案—戦後計画委員会（PWC）—
- 五 占領と国家神道の廃止
- 六 結論：日本宗教制度改革の意義

## 一 序：問題の所在

最近の占領軍文書の解禁によって、アメリカの対日占領政策の形成過程やGHQ内部の動き等についても、かなり明かになってきた。しかし、その多くは憲法、政治制度、労働問題、教育制度の改革などについての研究であり、「宗教の自由」問題のような宗教政策の詳細な検討と、占領政策全体のなかで宗教問題が占めている重要性について正面から取り組んだ研究は、未だ比較的にな少ないといえる。

この問題についての先行研究は、何といたってもウッダードの一連の研究である。彼は占領時代、総司令部 CIE 宗教課のスタッフであった人物であり、占領後も日本に留まり、国際宗教研究所の設立に貢献し、初代所長として日本の戦後の宗教界に大きな影響を与えたのみならず、日本の宗教を海外に紹介する

上で貢献した。GHQ 勤務時代の経験と資料をいかし、その後の研究を集大成して執筆したのが、ウッダード (W. P. Woodard) 著 *The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese Religions*<sup>1)</sup>である。

その他、1960年代後半に研究を開始した「思想の科学研究会」が、『共同研究：日本占領<sup>2)</sup>』として刊行された。この中で阿部美哉が占領軍の宗教政策とキリスト教について、後藤宏行が、新宗教の変化を PL 教団を中心に書いている<sup>3)</sup>。しかし、この段階での占領軍の政策についての理解は、主に前述のウッダードの研究に集約されているといえる。

しかし近年になり、このウッダードの研究の再検討を促す研究も始まり、不備や誤りを指摘する声も出始めた。このような最近の新しい動きの研究も、しかしながら、主たる関心は憲法や政治制度、教育の領域であり、必ずしも宗教問題に焦点を当てたものとはいえないが、その中においても占領軍の宗教政策に関して幾つかの、より詳細で厳密な研究を必要とする疑問点が浮かび上がってきている。中でも最も興味深い問題は、神道指令によって命じられた「政教分離」の原則を巡る問題である。一般に、占領軍の対日宗教政策は「信教の自由の確立」「国家と宗教の分離、即ち厳格な政教分離制度の確立」「軍国主義的ないし極端な国家主義的思想の除去」の三大原則に基づいて行われたと考えられている。しかし、この「国家と宗教との分離」という政策は、必ずしも連合国または合衆国の正式の占領政策文書に明記されているわけではなく、1945年12月5日に出された「神道指令」以前には見あたらない。その指摘は、まずウッダードによってなされている。「(連合軍の対日占領政策のなかで) 宗教の分野においては、二つの重要な目標が設定された。それは、宗教界から超国家主義的・軍国主義的思想や運動を除去すること、および信教の自由の原則を樹立することであった。これらの政策は、……いくつかの公文書に明記されていた。……信教の自由の原則には、これと相補関係にある政教分離の原則が内包されている。しかし政教分離の原則については、いずれの政策文書にも言及されていない。またこの原則は、1945年12月5日に出された「神道指令」以前には、連合軍最高司令官によっても指摘されたことはない<sup>4)</sup>」。「占領開始の1ヶ月後には、神道を国家から分離すべきこと、また12月にはキリスト教の宣教師に

よる伝道活動の復活を奨励することが決定された。これについては連合国軍最高司令官からもアメリカ政府からも、何一つ公式の政策文書は発表されなかった<sup>5)</sup>」。

このような指摘から、宗教政策に関する米國務省と占領軍司令部との間の相違や矛盾が予想されるが、この点を著者自身の在米研究の成果をもとに、神道指令の成立過程を分析した高橋史郎は、次のように指摘した。「(国家神道を宗教と認めるか否かで、認めない米國務省とGHQ側のジレンマを解決するため)バンスは、米國務省の方針には全く含まれていなかった絶対的政教分離原則を採用し、『個人の宗教』としての神道には干渉しないが、国家と宗教(神道)を完全に分離することによって、この矛盾を止揚統一する方策を考えだしたのである。」  
「わが国では、作成者自身が誤りを認めている神道指令を絶対視し、日本国憲法を神道指令の絶対的政教分離原則の精神で解釈しようとする傾向があるが、このような解釈は同指令の趣旨に反するものである<sup>6)</sup>」。

これらの主張にみられるように、総司令部の宗教政策と米国政府の方針とのズレや矛盾が指摘されてきており、バンスが起草した神道指令は必ずしもアメリカ合衆国政府の方針にもとづいていず、主として彼らの創意によるところが大きいと言われはじめた。本稿の目的の一つは、こうした指摘をふまえて、合衆国政府の対日戦争・占領政策を総合的に検討し、神道指令に代表される占領軍の宗教政策がいかなる位置を占めていたのか、バンスらの創意はどの程度であったのか、等を考察していくことにする。

さらに、これまでの研究において、ともすると見落とされがちであった点はこれら対日占領政策の含意する宗教性である。それは合衆国および占領軍の日本キリスト教化政策と大いに関係がある。マッカーサーの個人的目標の一つがそれであり、そのために宣教師の大量派遣を本国に求めていたことなどは阿部もすでに指摘しているが<sup>7)</sup>、その願望はマッカーサーの個人的な希望であったのみでなく、多くのアメリカ人が抱いていた考えでもあったし、合衆国大統領の演説においては正式な戦略目標として語られてもいたのである。このような事実を考慮すると、対日戦争・占領政策は単なる軍事的・政治的意義を有していたのみではなく、宗教的または文明論的性格をも有していたのであり、これ

らの特徴を見落としては、対日宗教政策の意義を見失うことになる。また、この点から、神道指令の果たした役割を考察する必要があるといえる。

## 二 アメリカの対枢軸国基本政策

これらの点を考察するには、占領政策をアメリカの対日戦争政策全般の中から検討することから出発しなければならない。そこでまず、当時のルーズヴェルト大統領の発言の中からアメリカ政府の対枢軸国戦略の基本理念を見て行くことにしたい。

1940年12月29日、合衆国史上、初の三選を果たしたルーズベルトは全国民に向けられたラジオでの炉辺談話で、参戦しないという選挙中の公約を確認しつつも、米国が「民主主義の大兵器工場」にならなければならないと国民に訴えた。前年9月、ドイツ軍のポーランド侵攻によって始まった第二次世界大戦は、6月のパリ陥落によってドイツの圧倒的な軍事力のもとにヨーロッパ大陸が席卷される状況となった。アメリカを守る緩衝地帯としてはイギリスを残すのみとなったが、そのイギリスさえ敗退しつつあるという実感がアメリカ国内で次第に強くなり、ドイツ軍が直接アメリカを攻撃する危険性すら現実のものとなりつつあった。この様な状況の中で、ルーズベルトは国家の直面する緊急事態の性質が「戦争そのものと同じほど深刻である」と国民に告げ、国民に「戦争状態にあるとき示す」と同じ決意と、同じ愛国及び犠牲の精神を持つよう求めたのである<sup>8)</sup>。

翌1941年1月10日、彼はイギリスに対する軍需物資の補給、後方援助の体制を整えるため、「武器貸与法<sup>9)</sup>」を議会に提出した。アメリカが対枢軸国戦争に本格的に取り組もうとする意志が表現された時であり、1920年代以来の孤立主義を放棄した瞬間であった。それに先立って、アメリカが近い将来の参戦へ向けて方向転換を決定づけたという意味で重要なこの第77議会に、ルーズベルトは1月6日付けで「年頭教書」<sup>10)</sup>を送り、独・伊・日の枢軸国の脅威とそれに対する自由主義諸国の戦いの意義についての合衆国政府の見解を明確にし、議会と国民の喚起を促した。この年頭教書は、その後の対枢軸国戦略また対日戦争政策の底流に流れる基本思想が明らかにされたという点で、同じく重要で

ある。

ルーズベルトは、その中で、現在急速に拡大されつつある戦乱は、ヨーロッパ、アジア、アフリカそしてオーストラレイシア（南太平洋地域）の四大陸を巻き込む世界的な戦争であり、民主主義の存続のための防衛戦が、現在はこれら四大陸において繰り広げられているが、もしその防衛に失敗するようなことがあれば、これら大陸の人民や資源は全体主義の征服者に支配されてしまう。従って、合衆国とその民主主義の未来と安全は、これら国境から遠く離れた出来事と密接に関連しており無関係では有り得ないことを強調した。

つまり、ヨーロッパにおいて独・伊が、アジアにおいては日本が仕掛けている戦争は、民主主義に対する枢軸国の世界的規模での攻撃であり、そしてもし、イギリスが敗れてヨーロッパが枢軸国に支配されてしまったなら、ヨーロッパとアジアが合衆国に対する包囲戦のための足場、巨大な堡壘になることを、即ち両大洋の遙か遠隔の地で始められている合衆国包囲網の構築が現実のものになりつつあることに対し、国民の覚醒を促したのである。

その上で、合衆国政府が目指す世界、戦後の世界が基礎づけられるべき原則として「四つの自由」を宣言し、信仰と言論の自由が保障され、欠乏と恐怖から人類が解放される世界を目指すというアメリカ政府の意志を、国の内外に表明したのである。この宣言は、「以後国務省において戦後世界を構想する基本原理となっていく<sup>11)</sup>」と言われている。関連部分の抜粋は以下の通りである。

「……我々が確立しようとしている来るべき時代において、我々は次の四つの基本的な人間の自由の上に築かれた世界を熱望している。

その第一は、世界の全ての場所における『言論と表現の自由』（freedom of speech and expression）であり、

第二は、世界の全ての場所における、全ての人々が自分自身の方法で『神を崇拜する自由』（freedom of every person to worship God in his own way）であり、

第三は、全ての国家がその国民に健康で平和な生活を保証し得るという経済的な意味における、世界の全ての場所における『欠乏からの自由』（freedom from want）であり、

第四は、いかなる国家もその近隣に対して物理的な攻撃行動を起こし得る力を

もたないレベルにまで、世界的な規模での軍縮を行うという意味における、世界の全ての場所における「恐怖からの自由」(freedom from fear)である<sup>12)</sup>」。

この宣言の特徴と重要性をまとめると、

- ①世界的な規模の対枢軸国戦略が考えられている。
- ②軍事的戦略のみでなく、政治的、経済的、文化的な諸分野にわたる総合的な安全保障と対枢軸国戦略を検討しようとしている。
- ③ファシスト勢力と民主勢力という、思想的にも制度的にも相容れない二陣営の対決という、文明闘争史的立場が表明されている。
- ④基本的には、ジェファーソン＝ウィルソンの理想主義とニューディーラー哲学が語られている、と言える。

加えて、我々にとって注目すべき問題は、「信教の自由」の意味する内容である。それは一般的、普遍的な意味での信教の自由ではなく、「キリスト教信仰の自由」(freedom to worship God)であるといえる。従って、③において表明されている対決は、「文明＝キリスト教、政治的社会秩序としての自由主義、民主主義」対「野蛮＝異教、政治的社会秩序としての専制主義、全体主義」という二分法であると言って過言でない。そして、前者の全面的勝利が目指されていたことも、言うまでもない。

この文明史的立場は、ルーズベルトのみでなく、国務長官であり、かつウィルソンの忠実な弟子でもあったコーデル・ハルにおいても同様であった。否むしろ、よりキリスト教的終末論の色濃い表現で事態を把握していたといえよう。彼は、この大戦は「我々が知るところの文明の終焉」をもたらしかねない、長期的で深刻な「かつてない死と悲惨と破壊」を繰り広げるであろう。ドイツは全ヨーロッパを制覇し、おそらく日本も極東を制覇するであろうと憂慮し、その悲観的な見通しは、仲間を驚かせたという。「しかし見落としてならないことは、ハルにとって世界の終末的情景が強い黙示録的希望と表裏をなしていた点である。廃虚の彼方に、彼は長年にわたって信奉してきた、正義と民主主義と自由貿易の福音が、地上に実現される日を待望せずにはおれなかった。ハルの国務省は、単なる敵国の軍事的打倒よりも、もっと全面的な勝利—新世界の建設—を想ってたち上がろうとしていた<sup>13)</sup>」のである。

日米開戦の半年ほど前の1941年5月27日、ルーズベルトは再び全国民に向けてラジオ演説をおこなった。イギリスはアメリカからの軍需物資の援助を受けて、ヨーロッパで孤軍奮闘の戦いを展開していた。しかし、この時点では既に制空権を奪われ、独軍はさらに大西洋の制海権を確保する動きに出てきていた。ルーズベルトは、この演説でナチの野望はヨーロッパ大陸に止まらず、東はスエズ運河を支配下におさめてインド洋から極東を窺い、西は大西洋を越えてブラジルを蹂躪しようとしていること、すなわち西半球全体をナチズムが支配しようとしていることを明かにし、イギリスへの補給線を確保し、ナチズムのこれ以上の拡張を防ぐために、大西洋の制海権をアメリカが直接防護する必要が緊急の課題となってきたことを国民に告げた。大西洋においてドイツ軍との軍事的対決に踏み出す決意を表明したのである。

その中で再度彼は、この戦争がキリスト教的理想と異教徒的野蛮との文明史的闘争であることを強調し、次のように述べた。「今や全世界は二つに分割された。人間の隷属と人間の自由とに。また、異教徒の野蛮とキリスト教的理想とに。われわれは、人間の理想を選択する。それこそが、キリスト教的理想である。われわれは一時たりとも、その勇気またはその信仰において揺らぐことはない。

われわれはヒットラーの支配する世界を容認できない。同時に、1920年代の第一次大戦後のような、ヒットラー主義の種子が再び植えられ、発芽成長することが許されるような世界を容認することは出来ない。

われわれは、言論と表現の自由、全ての人々が自分自身の方法で神（God）を崇拝する自由、欠乏からの自由、そしてテロリズムからの自由に捧げられた世界のみを受け入れる<sup>14)</sup>。」

アメリカがめざす世界は、キリスト教的理想に基づく四つの自由が実現された世界であり、これがルーズベルトの戦後世界のイメージでもあった。ルーズベルトは、さらに第一次大戦後の戦後処理がファシズムの種子を育んだことを反省しつつ、世界の、特に枢軸国の抜本的改革を考えていた。11月6日、国際労働機構（ILO）の代表者を前に行った演説で、「勝利のために戦う過程にあっても、勝利の後の目標を忘れてはならない」と述べて戦後世界の再建問題の重

要性を強調し、新しい時代に侵略思想が再び芽生えることがないように、より健全な世界を建設するため「恒久的な治癒<sup>15)</sup>」を施すことを計画していると告げたのである。

アメリカが枢軸国との戦争をいまだ開始していない段階で、このような戦後世界の構想を掲げ、その世界が依って立つ原理、その実施のための方策について検討を開始していたことは、驚くべきことと言わざるをえない。そして、この目標をいかなる手段で、いかなる原理で達成するかという点に関しても、ルーズベルトは日米開戦直後の諸演説で具体的に語り出すのである。1941年12月9日、日本軍の真珠湾急襲を受けて対日戦線布告をした彼は、その事実を国民にラジオを通して告げ、アメリカの決意を次のように宣言した。「合衆国は最終的なかつ完全な勝利のみをめざす。(この戦いを通して)日本人の恥ずべき背信行為を一掃するのみでなく、国際的な野蛮行為の根源を、それがどこに存在しようとも、完全に、そして決定的に破壊し尽くさなければならない<sup>16)</sup>」。ルーズベルトは、日本を含めた枢軸国の侵略性の温床を、破壊し尽くす決意であることを明らかにした。

では、破壊しつくすべき侵略性の根源を、どの様に考えていたのだろうか。それまで日本軍の進撃にじりじりと後退を余儀なくされていたアメリカ軍が、ミッドウェー海戦での勝利を機に反抗に転じようとしはじめた1943年の年頭、第78回議会への教書で、ルーズベルトは戦後世界の構想を実現するためになされなければならない対枢軸国戦略目標を明らかにした。その第一は、「非武装化」である。「もし、ドイツ、イタリー、そして日本の三国が、またはそのうちの一国であろうと、戦争終結時に軍備を許され、または、再軍備を認められたなら、再び世界制服への野心に燃えて行動を開始するのは不可避である」から、これら三国は「武装解除されなければならないし、しかも長期間、武装解除されたままでなければならない<sup>17)</sup>」。その第二は、「侵略思想の根絶」である。「これら三国は、世界に大きな災禍をもたらしている哲学を放棄しなければならず、かつその哲学を教育することを止めなければならない<sup>18)</sup>」。ここでいう哲学が、枢軸国の軍国主義的および超国家主義的思想であることは明らかである。彼は枢軸国の軍事的膨張主義の重要な根源の一つが、これらの思想および思想教育

にあると考えていたのである。

そして第三の方法は、「独裁的政治形態の解体と根絶」であった。ルーズベルトは枢軸国側の超国家主義の諸形態を、イタリアの「ファシスト型」、ドイツの「ナチ型」、そして日本の「軍閥型」と区分してとらえていた。しかし、これらの三形態に共通していることは、これらの国家は一部指導者による権力の独占の結果生まれた独裁的警察国家であり、そこにおいては市民的自由は疑いもなく縮小され、人間は隷属状態におかれている。この独裁的政治形態のメカニズムこそ、枢軸国の対外的侵略行為を推進した構造であった。ルーズベルトは、このような超国家主義国家の存在は戦後世界にあっては決して容認されるものではないことを強い口調で表明した。「連合国はこれらの政治形態に関して、二つの簡単な言葉で的確に表現できる。—『二度と、存在してはならない (never again!)』と<sup>19)</sup>」。

つまり、ルーズベルトが考えていた「枢軸国の侵略性の根源」とは、軍事力と侵略的哲学とそれによる国民の鼓舞、独裁的政治形態の三要素であった。しかも、これら三要素が結合して生まれた超国家主義体制が、歴史上比類ない攻撃力と侵略性、自由の抑圧、人間の隷属をもたらし、西洋文明全体が存続か死かの危機に遭遇していると考えられたのである。キリスト教的理想と完全に相容れない三要素とその結合体制こそが、決定的に破壊され根絶されなければならない対象であった。

以上の、戦後世界が基礎づけられるべき原則としての「四つの自由」宣言に始まる諸演説を総合すると、アメリカ政府は、ヨーロッパ、アフリカ、アジアにおける戦乱は一つの世界の闘争の各部分であり、その本質は「キリスト教的理想に基づく自由主義・民主主義勢力」対「異教的野蛮である軍国主義ファシスト勢力」という、思想的にも制度的にも相容れない二陣営の対決という文明闘争史的認識に立っていたことが分かる。必然的に、この戦争はアメリカにとって、一方による全面的な勝利、他方の完全な根絶をという生き残りをかけた凄絶な闘争であった。従って、各個別の対枢軸国戦略では充分ではなく、統一的な対枢軸国戦略が考えられなければならない、かつ軍事的戦略のみでなく、政治的、経済的、文化的な諸分野にわたる総合的戦略が必要であるとの認識に立

ち、この戦争を通して枢軸国の侵略性の温床を徹底的に破壊しつつ、世界が再び侵略戦争の惨禍に見舞われることのないよう「恒久的な治癒を施す」ことを目指そうという目標を掲げていたのである。そしてこの目標を達成するために、1. 完全なる非武装化、2. 侵略思想の根絶、3. 独裁的政治形態の解体と根絶を共通の占領目標として掲げたのである。

このような対枢軸国基本目標ではあったが、その論調からは、戦争の遂行を国民に鼓舞するものであったとはいえ、強い宗教的使命感に彩られた感情論に近い内容を感じるのはさほど困難ではない。この闘いは終末論的世界戦争であった。アメリカは異教徒の野蛮と闘う「神の使い」であった。この闘いに勝利し、かれらの宗教的理想に基づく民主主義を戦後世界に限なく構築するために「世界の抜本的改革」を目指したといえる。森田英之は、アメリカの戦時国防思想の根底に流れる焦燥感、危機感を、大西洋と太平洋の両側から迫りくるファシズムによって「包囲殲滅されることへの不安と恐怖感<sup>20)</sup>」であったと分析しているが、そのような不安感とキリスト教的理想主義の強調とは、コインの裏表であったと言えまいか。

### 三 対日基本政策の原型

アメリカ政府は、この段階から軍事的膨張主義の重要な根源の一つが思想及び思想教育にあると考えていた。またその様な思想と結び付いた独裁的政治形態のメカニズムこそ、枢軸国の対外的侵略の源泉であると見なしていた。従って、それら侵略思想と独裁的政治形態は解体根絶すべき対象以外の何物でもなく、それを戦いの当初から明確に目標としていたのである。日本の場合のそれは、軍部による政治支配すなわち軍国主義体制と、天皇崇拝と結び付いた国家神道体制であった。まさに、これらの存在、そして両者の結合こそが問題視されたのであり、それらの無力化または構造的解体は必然的に導き出される政策であった。

このような対枢軸国、対日基本目標が、次にいかなる現実的な対日占領政策に結晶して行ったのだろうか。ここで、アメリカ国務省を中心とする1942、43年の論議を検討してみたい。1941年5月の演説で、ルーズベルトは戦後のより

健全な世界の建設のために計画を始めると語ったが、アメリカ国務省内ではコーデル・ハル長官の強い決意の下に、第二次大戦勃発直後から戦後問題の予備的な検討を開始していた。この動きは翌40年1月に国務省の上級幹部を網羅した「外交問題諮問委員会」(Advisory Committee on Problem of Foreign Relations)の設置となり、国務長官に戦後政策に関する助言を与えるための活動を開始した。しかし、戦後を検討するには時期尚早であったことと専念できる専門家スタッフを欠いていたこともあって、この委員会は見るべき成果をあげることが出来なかった。この失敗の体験を反省した国務長官補佐官のパスヴォルスキーは、大統領選直後の40年11月、戦後計画のための専門家による調査研究機関を省内に設置することを提案し、ハルは翌41年2月3日付けでパスヴォルスキーを長とする「特別調査部」(Division of Special Research=略号SR)の設置を命じた。この機関は、戦後計画に24時間没頭する体制であったという意味で画期的であったと共に、1942年2月に国務省の主導で大統領の諮問機関として発足させた「戦後外交政策諮問委員会」(Advisory Committee on Post-War Foreign Policy)の活動を支え、研究と文書の起草を行う実務機関として対日占領政策の形成に大きな力を発揮した。なお、「戦後外交政策諮問委員会」は「政治・領土」「軍備」「貿易・財政」の三大分野にわたって政策を立案し、大統領に勧告するための全国的超党派的委員会であった。その設立は、戦後政策の立案と実施に関して国務省がアメリカ政府部内で全責任を負うことが決定的となったことを意味していた<sup>21)</sup>。かくしてアメリカ政府の対枢軸国政策、なканずく戦後計画は42年の後半から、(1)大統領を中心とする最高指導層、(2)ハル国務長官を責任者とする大統領への諮問機関たる戦後外交政策諮問委員会とその小委員会、(3)国務省内の調査機関、という三層の政策決定機構によって動き始めたのである。

この特別調査部の組織は翌1942年末に一応編成されたが、対日関係で重要な地域別グループの極東班が実際に編成されたのは8月末からであった。この時、国際法並びに極東・太平洋の国際関係論の権威であったジョージ・H・ブレイクスリーが着任し研究班の編成に着手した。参加した研究者は、コロンビア大学の日本史の助教授であったヒュー・ボートン(Hugh Borton)、グルー前駐日

大使の秘書であったロバート・フィアリー (Robert R. Fearey) など、日本の極東問題に精通している少壮専門家であった。なかでも、ボートンはその後長期にわたって国務省に留まり、長老格のブレイクスリーとともに戦後対日政策の全立案作業に関与し、極めて重要な役割を果たした。

戦後対日政策に関する組織的な討議は、戦後外交政策諮問委員会の中の安全保障小委員会内に設置された安全保障技術委員会において、1943年5月7日の第16回ミーティングから開始された。その後、6月からその年の後半にかけては、同領土小委員会において、日本の国内改革、とりわけ天皇制を含む政治機構の改革に関する本格的な討議が開始された。これらの討議を通して、日本を敗退させた後の戦後計画の様々な可能性が検討され、1944年の国務省戦後計画委員会における国務省としての正式な戦後占領計画へと結実してくるのである。またその過程で、前述の極東班の知日派といえるメンバーが討議資料、諸提案を起草し、論議をリードして行ったことは言うまでもない。この段階での討議過程やその詳細については、森田・五百旗頭などの優れた研究書が明らかにしており、ここでは割愛するが、本稿に関して重要な問題である天皇制や信教の自由に関連する論議の一部を要約して紹介しておきたい<sup>22)</sup>。

その第一は、人種主義対文化的変革論である。ルーズベルトの発言にみられた枢軸国の侵略性の温床の根絶という論調が、その極端な論議に到りつけば「日本民族絶滅論」に走る可能性を孕んでいることは、容易に理解し得るところである。事実、前記の安全保障委員会で論議が開始された当初、日本の軍事的封じ込めや対日輸入統制などの外部からの統制策に論議が集中されていたこともあって、対日国防方策として日本民族の絶滅をはかるといふ、黄禍論にその情緒的基盤を置く極端な提案がなされたという。この時メンバーの一員であったハリー・ハワードは、日本の戦後処理に関しては文化と人種の問題を区別して考えるべきであり、日本の軍国主義的文化が破壊と根絶の対象となればよいのであって、民族の絶滅は必要ないと主張した。ハワードの発想には、日本の軍事文化の伝統は英国やアメリカのそれと異なる古いプロシヤ的な軍事的伝統の上に築かれたものであるという、文化的伝統を相対的にとらえる視点を持っており、その意味ではルーズベルトが枢軸国の「軍事的封建制度」を前記三類型

でもってとらえた見方に相通するものといえる。さらに、森田によれば、人種主義を外交政策の基本に持ち込むべきでないとするハウードの姿勢は、もちろん注目すべきことであるが、彼の着想の斬新さは、それまで技術委員会が論議していた軍事的及び経済的封じ込めなどの、外部からの対日安全保障政策の検討から視点を転じ、問題の解決を内部的要因の除去、すなわち日本国内の軍事文化の処理に求めたことであるという。

この論理をさらに発展させて、国内改革こそ日本の軍国主義を除去する決定的な方策であると明確に指摘したのは極東班のアーミー・ヴァンボンデッシュであった。彼は、日本の強大な軍事力を支えている資本は、圧倒的な多数の集団である農民や労働者の福祉に回されるべき資本であって、それゆえ日本国内に社会的・経済的改革を断行して、この搾取構造を変革すれば、日本は軍事大国になることは有り得ないという、被搾取者階級の社会的・経済的解放による日本軍国主義の基盤の破壊、すなわち日本社会の民主化＝非軍事化構想をうちだしたのである。

この国内改革論は、43年後半、領土小委員会に置いて本格的に討議されることになったが、この段階での論議の対立の中心点は「戦後日本国内に改革を遂行する場合、天皇制を含めた日本の国内事情に直接介入することが、合衆国及び連合国全体の目的達成にとって望ましい結果をもたらすか否か」という、改革の方策をめぐる介入・非介入の原則をめぐる論議であった。この問題に対して、領土小委員会の議長ポーマンや極東班の中心者ブレイクスリー、さらには国務省極東部長のバランタインなど対日関係者の大部分が、当初は日本の国内改革への直接介入にはきわめて消極的であった。この立場の論点は、先勝国側の武力を背景にした強制的な解決策の代わりに、アメリカの道徳的な力の優位を活用して日本人に影響を与え、日本を平和的社会に改革させることが可能であるし、望ましい。何故なら、強制された政体は、短期の持続しか期待できないものであり、もし日本の民衆が、自分たちの政府はアメリカの銃砲の力で維持されていると判断したならば、占領が放棄された時点で、その政権を支持しようとはしないであろう。英米の精神的文化的影響力は敗戦時に日本人に自由主義革命をもたらし得るほど強大となろうし、それを引き起こし得る自由主義

勢力も存在する。従って、連合国は改革の全般的構想を提示するにとどめ、国内改革実施の方法や詳細は日本人に任せておくべきだというものであった。

これに対し、ヒュー・ボートンらは積極的な介入による国内改革を主張した。日本研究の専門家として、彼は日本と西欧との政治文化の根本的な相違を指摘し、日本には近代的な個人主義思想や政治における自由な競走という西欧の中産階級の間基本的価値として受け入れられてきた民主主義の諸概念を支える社会的文化的基盤は未だなく、政治における個人と制度が明確に峻別されてさえいない。明治憲法の制定以後、日本国家の主権者であり、文字通り聖俗両面にわたる最高位の指導者であるとされた天皇にしても、大多数の日本人の意識の中では、個人であるのか国家の制度なのか明確な区別はなされていなかった。また日本民衆の「御上」意識も、同様である。敗戦にともなう混乱の責任を政治制度の欠陥に求めようとせず、指導者個人に向ける傾向が強い。その他、日本人の持つ生来の保守性、あらゆる教育への同調の強調、政治的責任意識の不足、軍国主義的指導者に対する慣習的とも言える民衆の依存の傾向などを考えると、このような文化にあっては、たとえ欧米の道徳的文化的影響を強烈に受けたとしても、敗戦を契機として旧体制を崩壊させ、西欧的な自由主義社会を志向しようとする民衆エネルギーは弱い。従って日本に現時点で民主主義政体や自由主義社会を創出するには、連合国による積極的な介入や誘導が必要であると主張したのである。

このように主張するボートンは、しかし、決して決定論者ではなかった。日本人の侵略的な膨張主義への衝動が、日本の宗教や文化の中に深く根ざしているため、日本社会を民主化することは不可能に近いというホーンベックのような対日観に対して、ボートンは、軍国主義が日本の政治を支配するに至ったのは、神道の政治的利用や明治憲法で認められた種々の特権を行使することによってであると反論し、軍部の台頭が制度的、人為的なものであることを指摘した。日本の侵略性は、超国家主義と軍国主義から出てきたものであり、方法の如何によっては除去可能な、一時的歴史現象に過ぎないと考えられたのである。従って、日本国内の諸問題の処理方法の如何によっては、軍部権力を制限することもでき、対外膨張的政策を抑制することが出来ると主張したのである。

ここに日本国内の改革への直接関与による膨張主義の除去という国内改革構想の理論的立脚点が示唆され、この直接介入の必要性及び有効性の主張は、領土小委員会の基本的見解となっていくのである。議長のポーマンが、同委員会の最後の会合となった1943年12月17日の会合で、戦後対日政策の基本目標は、1. 日本の政治制度の改革、2. 日本に欧米の水準の人権を確立するための権利の章典の制定、3. 新聞・ラジオ等のマス・メディアと情報の自由化、4. 侵略思想の根絶の四項目をあげたのは、ポルトンの主張にそうかたちで達した結論であった。

領土委員会における論議の中で注目すべき第三の問題は、「天皇制」をめぐる廃止論と存続論の相克である。国務省の立案者たちが目指していた目標は、戦後の日本を他の諸国の権利を尊重する平和的で非侵略的な国家に作り替えることであったが、そのためには日本から侵略思想及びその根源を排除することが、大前提となってくる。日本を含めた枢軸国の侵略思想を根絶させることが、アメリカ政府の意志であったことは既に見た通りである。天皇制の問題も、まずこの侵略思想との関連で重視され、更に戦後日本の国内改革という基本目標達成の方策との関連で検討されたのである。

まず、国務省の立案者たちの間で共通していた認識は、天皇制の現状維持はいかなる場合においても容認できないというものであった。なぜなら、日本の侵略的膨張主義は天皇の神格性、不可侵性の思想と深く結びついていたからであり、日本の軍国主義と天皇制の密接な関係を知悉していたからであった。では如何にして、如何なる形態に変革するかについては大きく二つに見解が分かれていた。その第一は、「天皇制の全面廃止」を主張する強硬論のグループであり、スタンリー・ホーンベック、カーター・ヴィンセント、それにディーン・アティソン等の一般に中国派と呼ばれた人々であった。このグループの一般的見解は、次のようになる。即ち、「天皇制は神道、軍国主義及び天皇崇拜思想と一体化している。それゆえ、天皇制をこれら『嫌悪すべき』思想より分離することは、事実上不可能である。従って、天皇制の廃絶を含む日本の政体の全面的な改革を断行し、過去を完全に断ち切ることが、日本軍国主義を破壊するための第一の前提となる<sup>23)</sup>。」強硬派の主張には、日本の侵略思想は天皇制と

不可分の関係にあるという観点が貫かれていたが、更に、第二の論拠として、天皇制は日本人自身の手によって廃止されることは有り得ないとの観察があった。

論理的に明快であった強硬派の主張には、国務省内にあっても賛同者が多かったが、日本のナショナリズムの特徴を理解した上で強硬派の方法に疑問をはさむ第二のグループが存在した。このグループは、ブレイクスリー、ボートン、バランタイン、フィアリー、それに前駐日大使であったグルー等の、いわゆる知日派プランナー達であった。彼らも日本軍国主義と侵略思想の根絶という目標においては一致していたが、これらの目標が天皇制の廃絶によって達成できるとは考えなかった。その論拠の第一は、天皇と軍部とを区別して捉えようとしていた点にある。彼らは、天皇制そのものは必ずしも侵略思想の根源ではなく、軍部の軍国主義的膨張主義者集団に利用された道具に過ぎないと考えていた。この点を指摘したコヴィルやボートンの意見は次の通りであった<sup>24)</sup>。天皇は確かに、日本の民衆にとって強力な宗教的政治的崇拜の対象となっている。この天皇崇拜熱は、日本人に自分たちが特別な民族であることを確信させ、他の諸民族に日本の制度を強制し、これらの民族を支配することを正当化させている。しかし問題はこのような事実自体の中にあるのではなく、日本の軍国主義者、超国家主義者が彼らの政策を押し進めるため、聖俗両面における天皇のこうした影響力を利用して彼らの立場を強化してきたことにある。つまり、日本の軍部及び軍国主義グループは、日本民族の優秀性、天皇の不可侵性の論理を神道の教理によって強化し、かくして形成された天皇制イデオロギーを持って、彼らの目的が領土の拡大にあるのではなく、日本とその神格的統治者である天皇の加護のもとに、東亜共同体を建設することにあると国の内外に説明し、侵略の意図を隠してきた。天皇自身が必ずしも侵略的性格の持ち主とは考えていないが、軍部の横暴を統制できるほどの政治的力を有しているわけでもない。

それでは日本の侵略思想の根源は何であったのか。ボートンは「天皇制の廃絶という問題は、好ましからざる集団や個人によって政治目的のため天皇が利用される事態を防止することや、天皇が不可侵であるとする信仰のような近代神道の国家主義的教義の布教を禁止すること、さらに軍部指導者の一掃という

問題に比べると、さほど重要なことではない<sup>25)</sup>。」と述べ、侵略的勢力による天皇の政治的利用の防止、国家神道の廃止、及び軍国主義者の一掃を実現すれば、日本の侵略性は根絶できると考えたのであった。

もちろん、戦後も天皇制が放置されたままであれば、再び天皇の権威を利用するグループによって戦争を引き起こされる可能性があるが故に、現状維持は許されないが、占領軍によって強制的に退位させられたり、天皇制そのものが廃止されたりしたら、日本人の間の根強い天皇制への情動的愛着の伝統からいって反発を招くだけである。従って、天皇の地位または天皇制が、政治目的のために二度と利用されないように、現実政治への天皇の参画を一切禁じ、天皇の威信を結果として低下させ、かつ軍部の統帥権の濫用の可能性を封じればよい。このように天皇制から害悪を生む属性を取り去れば、天皇制そのものは危険でなくなり、かつ天皇に対する日本民族の特異な心理を逆に活用して、アメリカの対日目標を円滑に達成することも可能である。

天皇制に関しての、この段階での以上の論議を俯瞰して言えることは、戦後の占領が実際に開始されてから実行された政策の基本的な骨格が既に、特に知日派プランナーの主張の中に、極めて明確に論じられていたことである。その典型的な一例は、上述の天皇の政治的軍事的権限の剝奪に観する論議であろう。天皇から政治的軍事的権限を取り去り、二度と天皇が政治的に利用されないようにするという、戦後憲法における「象徴天皇制」に通じる考え方が論じられていたばかりではない。43年5月25日のコビル・メモには、既に「象徴」としての天皇という表現が使われており、「天皇は日本国民の共同体を統合する精神的媒体」であり、天皇制とは「民族の象徴であり、善なるものの象徴である」と定義していた<sup>26)</sup>。天皇制を長い日本の歴史的伝統に沿って、実権と切り離れた「象徴」に回帰させる改革案が、既に模索されていたのである。もちろん、この段階での論議がそのまま占領政策に受け継がれたわけではないが、現実を選択し得る占領政策の可能性の一つとして、何らかの影響をその後も及ぼしたことは充分考えられることである。

#### 四 国務省案—戦後計画委員会 (PWC) —

アメリカ国務省は1943年末までに、前項のような検討を経て、戦後外交政策を決定する上に必要な基本的問題の論議を終えていた。翌1944年1月、国務省はこれらの論議を基にして、省内職員のみによる戦後外交政策の具体的現実的立案作業を開始する。この時、長期的戦後政策を決定する機関として国務長官並びに上級職員によって構成されたのが「戦後計画委員会」(Committee on Post-War Programs=PWC)であり、さらに原案を起草する専門家による下部機関が付置された。日本及び極東に関するこのレベルの機関は「極東に関する部局間地域委員会」(Inter-Divisional Area Committee on the Far East. 以下、「極東地域委員会」と略称)であり、メンバーには安全保障技術委員会や領土小委員会で活躍した知日派の主力プランナーたちが、引続き任命された。議長にはブレイクスリーが押され、彼とポートンの学者コンビに加え、ホーンベック、バランタイン、フィアリー、ドーマンといった滞日経験豊かな国務省職員によって構成された。

極東地域委員会の立案作業は、翌2月に入ると日夜をついて進められるが、そのきっかけになったのは、2月18日付で陸軍省及び海軍省から国務省におくられた質問状であった。この質問状は、陸軍省民政部 (Civil Affairs Division) 部長ヒルドリング (John H. Hildring) 少将と海軍省占領地域課 (Occupied Area Section) 課長ペンス (Harry L. Pence) 大佐の連名で、国務省欧州局局長 (Director of the Office of European Affairs) ダン (Dunn) 宛に送られたものであり、質問の主旨は、近い将来の日本占領後実施すべき「民政のために必要な計画、訓練及び組織に関し両省が直面している諸問題に対し、国務省の勧告と助言」を求めたものであった<sup>27)</sup>。この質問状の提出は、陸海軍の武官の省が文官の国務省に国家政策の基本方針の提示を求め、それに基づいて軍部の行動を決定しようとする、文民統制の原理に則った行為であった。そして同時に重要な点は、この質問を受けて策定された国務省の政策案が陸軍海軍両省に回付されたということである。国務省内の論議が、文民統制の原理に基づいた合衆国政府の機構を通して、占領を具体的に実施する両省へ正式に伝達されているのである。

質問の具体的内容は合計47項目に及び、「民政の対象とすべき区域」や「民政は連合国によって実施されるのか、または合衆国が単独で行なうのか」、「アメリカ政府は長期の戦後政策を持ち合わせているのか」という根本的問題に始まり、更に日本、太平洋諸島、フランス領インドシナ、朝鮮半島、満州等に関する個別質問が挙げられていた。そのうち日本の四島に関する質問は、a. 占領は日本全体に及ぶものか、そうである場合、占領の方式は何か。b. どの国が占領に参加するか。d. 現存する日本政府はその権力の行使を停止されるべきか。f. 解散されるべき政党や組織はあるか。g. 廃止されるべき悪法はあるか。h. 神道の位置や地位を考慮したとき、信教の自由は許されるべきか。教会（神社）、人員（神官等）、財産に関する適切な処置について助言が必要とされる。i. 天皇個人の地位、及び天皇制は如何にすべきか。等々であった。

国務省は、この陸海軍省の質問状に逐一回答する代わりに、この時点までに検討してきた問題を総合的に整理し、国務省の体系的な政策としてまとめあげた。それが1944年3月から、逐次極東地域委員会で起案され、戦後計画委員会で修正・承認された後、陸軍省、海軍省に送付された一連の戦後対日政策文書であった。ここで、これらの文書のうち、宗教政策と関連ある「基本目標」「信教の自由」「天皇制」に関する政策文書を検討して行くことにする。

#### 《基本目標》

アメリカの戦後対日政策の基本目標は、5月4日付の「日本：合衆国の日本に関する戦後目標」(PWC-108b, CAC-116b)<sup>28)</sup>と題された文書に表現されている。基本的目的は二点に集約された。それは、(a)日本が合衆国及び太平洋地域の他の諸国にとって脅威とならないようにする。(b)日本に他国の権利と国際的義務を尊重する政府を樹立する、こととされた。日本の軍事的弱体化をはかり、膨張的軍国主義を排除してアメリカの脅威にならないように、政治的変革を図る路線を明確にしたのである。その具体的実施の方法について、この文書は三段階の占領過程を明らかにした。

その第一段階は、軍事侵略の避けられぬ報いとして、厳格な占領統治下におかれ、軍隊の武装解除、海外領土の剝奪が行なわれる。第二段階は、「日本の侵略を防止し、軍事的監視を容易にするために必要な国内的国際的基盤を発展

させる」時期であった。一時的なものに過ぎない対日軍事的勝利を、占領中に社会構造化することにより、長期的な政治的勝利に転化しようとするアメリカ政府の意図が、この段階で集約的に実施される。その具体的措置としては、6項目が挙げられた。それは日本の非軍事化のための禁制措置として「再軍備阻止のための軍事査察」「潜在的な戦争能力の発展を防止するための経済統制」「超国家主義的諸団体の根絶」を挙げるとともに、民主化のための育成措置として「マス・メディア、学校を通じての民主主義思想の奨励」「日本の穏健派に対してその責務—すなわち、軍国主義は日本国民の真の利益にとって有害であることを国民に納得させる責任—を銘記させること」「最も効果的に自由主義的政治勢力と思想を強化し、かつ国民に真に責任を負う文民政府の発展を助長するために必要な措置を採ること」を挙げた。そして第三段階が、合衆国の占領の究極目的であるところの「日本が平和的な諸国家の一員となり、その責務を適切に果たし得る」国家へ再建することであると詠いあげている。

この文書は、前述の国務省内の知日派の主張からは、かなり後退した路線で書かれており、敵国への軍事的措置の立場からの観点が前面に出ているといえる<sup>29)</sup>。この文書を補い、ボートンの直接介入原則（または積極誘導論）の立場から、日本の国家と社会をより民主主義的な方向へ積極的にかつ内的な要因を喚起させながら改革していこうとする方針をより鮮明に提示したのが、5月9日付の「日本：軍国主義の廃絶と民主化過程の強化」(PWC-152b, CAC-185b)<sup>30)</sup>という政策文書であった。起草者はボートンである。

この文書の主要課題は、「連合国の軍政期間中、軍国主義を廃絶し、民主主義的傾向と民主化過程を強化するために如何なる手段をとるべきか決定する」ことであった。第二項「軍事機構の破壊」において、日本の完全なる敗北、無条件降伏の必然的結果として現在の軍事機構は破壊され日本の全軍隊は武装解除される。軍政の樹立によって、占領軍当局によって許された機能以外の、日本政府のすべての機能は停止され、日本軍閥が政府に命令することを可能にした全ての憲法規程及び政令は停止されると定め、第三項において、軍国主義の復活を阻止する方策を明らかにしている。その第一は悪法の廃止であり、そこには言論の自由と信教の自由を制限した法律も含まれていた。第二は、日本人の

生活から超国家主義的影響を排除する方策として、1. 大政翼賛会、黒龍会などの超国家主義的諸団体の解散。2. 思想統制と関係した政治警察の廃止。3. 軍事力を栄光化させる映画や演劇の禁止を命じた。第三には、民主主義の発展にふさわしい経済条件の創出があげられた。これは、日本の経済的安定が民心の安定につながり、民主主義の強化をもたらすというニューディール政策の民主主義観に基づく発想が息づいていたことを物語る。第四には、日本国内の自由主義勢力の強化のための方策を、より詳細に述べている。

この文書の重要な点は、第四項において「日本政府の改革」を行なうことを明確に述べ、そのための不可欠な改革条件を定め、更なる政治改革を強要することは可能だとしている点である。これは、ポートンが主張していた直接介入論が国務省の方針として採択されたことを意味している。では、政治改革の具体策はどのようなものであったろうか。まず第一に、「国家予算に関する全権限及び憲法修正権を持つ国民議会の創設」が挙げられた。第二に「文民統制の原則の確立」が強調され、第三には司法組織の改革として、「法廷を法務大臣及び警察の統制から解放することが、民主化の計画にとって不可欠」という「司法権の独立」が主張された。基本的には、アメリカの政治制度の根幹をなす「三権分立」の原理に基づいた制度を導入しようというものであったといえる。その意味では、1944年のPWCの立場は「総力戦を闘い抜くためのシンボルたるデモクラシーは、いっそう普遍・絶対の価値として意識され、敵国をその理念に沿って作り変える立場が優位を占めた<sup>31)</sup>」といえる。しかし、それはもう一面からみると、ポートンらが領土小委員会で主張していた論点、即ち天皇の権威を利用した軍部によって、議会や政府が二度と蹂躪されない政治制度を確立しようとする主張が活かされた結果でもあった<sup>32)</sup>。

#### 《信教の自由》

以上のアメリカ国務省の戦後日本に関する基本政策、政治改革の諸原則を見てきたが、次にそれらの基本原則の上に策定された対日宗教政策並びに天皇制に関する政策を検討して行くことにする。これら二つの政策は、超国家主義思想を根絶し、天皇崇拜と天皇の政治利用を禁止する上できわめて重要な政策であったことはいうまでもない。また、陸海軍省からの質問にも具体的に問われ

ていた。

神道と信教の自由に関する解答として作成された文書は、「日本：信教の自由」(PWC-115, CAC-117)<sup>33)</sup>である。この文書の問題の設定は、「神道を一宗教として、極端な国家主義 (extreme Nationalism) から区分するのが困難であることを考えるとき、占領軍は日本に信教の自由を許すべきか否か」というものであった。こうした問いへの検討として、文書はまず連合国は宗教的信仰の自由の原理を尊重することを明らかにする。ルーズベルトの四つの自由をめぐる諸演説において、何度も表明された原理の確認である。その上で、しかし、この原理の日本への適用は複雑な問題を内包しており、それは、本来無害で原始的なアニミズムである原始神道 (Original Shinto) のうえに、昨今の狂信的な愛国主義と侵略主義を増長させるため軍国主義者によって利用された「国家主義的天皇崇拜カルト」が接ぎ木されているからであると述べ、神道のこうした二側面を、すなわち、古神道 (Ancient Shinto) と極度に好戦的な国家主義儀礼である国家神道 (National Shinto) とを区別する必要性を強調している。両者の混乱が、天皇制への誤解をも生み出していると、この文書は述べている。

このような観点から、立案者は日本にある約10万の神道神社を大きく三つの範疇に分類した。第一は、古代に起源を持ち地域の守護神を祭る大部分の神社である。これのみが、厳密な意味で宗教的な神社である。第二は、天照大神を祭る伊勢神宮のような二、三の神社であり、これらも古代に起源を有するが、国家主義の象徴的存在になっている。第三は、靖国神社や明治、乃木、東郷神社のような、近年建立された国家的英雄を祭る神社である。この種の神社は、彼らが理解するところの宗教的崇拜の場所ではなく、軍国主義的国家主義精神を鼓舞する国家主義的神社とみなされた。

当然問題視されたのは、第三の神社である。これこそが、ルーズベルトが繰り返し言及した「枢軸国の侵略的哲学」の一つであり、膨張主義的軍国主義の思想的装置と考えられたのである。従って、枢軸国の侵略的要素の根絶を戦後世界建設の不可欠の措置と考えていたアメリカの政策からすれば、当然これらの国家主義的神社は廃絶の対象と考えられた。残された問題は、信教の自由の原則からいって、もしこの第三の神社も宗教と見なされるのであれば、政治権

力による廃絶は自ら信教の自由の原則を踏みにじることになる。しかし、この国家神道は日本政府も繰り返し宗教ではなく、愛国主義の表現形態であると主張しているのであるから、「信教の自由の原則を犯すことなく閉鎖しうる」とこの文書は明言したのである。

しかし実際の施策として勧告された内容は、極めて慎重かつ穏健なものであった。国家主義的神社にあっても、強制的閉鎖は逆効果を招く恐れもあるので望ましくない。むしろ当該神社における示威行進や集会、儀礼を禁止し、官国弊社の要員は施設の管理に必要な人員以外は解雇され、かつ国家からの給与の支給は停止されるべきである。しかも、これらの神社も、公的秩序や安全保障に反しない限り、個人的信仰の対象としては公開存続を許されるものとする勧告したのである<sup>34)</sup>。なお、上記以外の勧告としては、1) 信教の自由は占領後速やかに宣言されるべきこと、2) 古神道の神社は破壊活動に利用されない限り、存続が許される。3) 伊勢神宮なども閉鎖すべき事態が発生しない限り、存続を許される。4) 占領軍が神社に損傷を与えないよう考慮されるべきである。5) 仏教寺院に関しては、如何なる措置も不要である。6) キリスト教会は、組織と信仰の完全な自由の回復によって解放されるべきである、というものであった。

#### 《天皇制の存続》

天皇制に関する国務省の見解は、1944年5月9日付の「日本：政治的諸問題・天皇制」(PWC-116d, CAC-93e)<sup>35)</sup>にまとめられた。文書番号から推察できるように、この問題の討議にはPWC会議において委員会を二分するほどの激論が交わされ、最初の原案が起草された3月3日から二ヶ月以上に及ぶ多大な時間が費やされた。原案の起草者は、ポートンであった。

この文書は、(占領軍の)軍政府が天皇制に如何なる態度で望むかを現時点で最終的に決定するのは困難であると述べることから始まっている。論争の激しさの痕跡である。その理由として、まず第一に挙げている点は、「現時点での日本人は彼らの君主に対してほとんど熱狂的といえる献身を示しているので、外部から天皇制を廃止しようとする試みは、日本人の現在の態度が続く限り、成功しないだろう。日本人が天皇制を信じ、その維持を決意している限り、日

本民衆の意思に反して天皇を単に退位させたとしても、それが天皇制を廃止することにはならないし、その消滅を効果的に立法化することもできないだろう。このような状況下において、もし連合国が天皇制の復活を阻止しようと望むなら、無期限の占領が必要となるかも知れない。」というものであった。この主張は、1943年にボートンやバランティンが領土小委員会において展開した主張の繰り返しであったことに注目したい。

そして更に続けて、このような状況は「天皇は神聖不可侵であり、全ての権威の源であると考えられている、日本の天皇の特異な立場に由来する」ものであり、このような天皇を軍部がその膨張主義的目的を達成するための道具として利用したと再度強調している。その上で、軍部と天皇との緊密な関係が軍国主義を可能にしたのであるから、軍国主義を一掃するのならば、あらゆる面においてこの両者の緊密な関係を切断しなければならないと主張している。

第二の理由としては、天皇制の廃止を主張する中国とそれに近いアメリカ、さらに廃止に反対するイギリスと、連合国の間でも意見が統一されていない点が挙げられた。このような理由から、この文書は占領下の天皇制について三つの方策を並記し、好ましい選択を勧告する形態をとっている。三方策とは、占領下における天皇の権限の、(1)全面的停止、(2)全面的継続、(3)部分的停止である。そして結論としては、政府機能のある部分を、天皇を通し、または天皇の名において遂行する「部分的停止」案を最も好ましい選択として勧告した。

## 五 占領と国家神道の廃止

これまで、ルーズベルト大統領の諸演説に表明された対枢軸国政策と戦後世界構想、並びに米務省の対日占領政策及びその策定過程における論議の内、基本政策、宗教政策、天皇制の取り扱いに関連する部分を検討してきた。1944年の前半という、日本との戦争が如何なる形で、いつ終局をむかえるか定かでない段階で対日占領政策の大綱は決定されていたのである。この時期から一年有余後の1945年8月15日、日本政府はポツダム宣言を受諾して無条件降伏し、1952年4月28日の講和条約発効による独立の回復までの6年半にわたる連合国による占領が開始された。現実の占領において具体的に採られた諸政策は、当

然のことながら、国務省の案といささかずれていかざるをえないものもあった。結果的には、1945年7月26日にアメリカ、イギリス、中国の三国共同宣言として発せられた「ポツダム宣言」と、アメリカ政府が1944年12月に発足させた、政軍の統合的な政策を決定する機関としての「国務・陸軍・海軍三省調整委員会」(State-War-Navy Coordinating Committee =略号 SWNCC)での諸決定が、最終的かつ具体的な対日占領政策としてマッカーサー司令部に命ぜられ、実施されていくことになる<sup>36)</sup>。

本項では最終的な占領政策において日本の宗教制度の改革を決定づけた「神道指令」の形成過程と内容を中心に、政治改革や天皇制の問題との関連、これまで検討してきた米国政府の戦後構想との関連を検討していきたい。

占領統治政策の原則を定めた基本文書は、「ポツダム宣言」(Potsdam Declaration, 7.26, 1945)と、一般に良く知られている「降伏後における米国の初期対日方針」(United States Initial Post-Surrender Policy for Japan, 8.29, 1945, SWNCC150/4), 同年11月3日に発せられたとされている「降伏後の日本固有の軍政に関する基本指令」(Basic Directive for Post-Surrender Military Government in Japan Proper, 11.3, 1945, SWNCC52/7, JCS1380/5)の三文書である<sup>37)</sup>。これらの文書に明示された、本項との関連で重要な条項は以下の通りである。

1. ポツダム宣言：(6)無責任な軍国主義が世界から駆逐されるまで、平和・安全・正義の新秩序は不可能であるとわれわれは信じる。それゆえ日本国民をあざむき、世界支配へと導いた者の権力と勢力は永久に抹殺される。

(10)われわれは日本人を民族として奴隷化し、国民として滅亡することは意図していない。しかし、捕虜を虐待したものを含む全ての戦争犯罪人を厳格に処罰する。日本政府は日本国民の間に民主主義的傾向を復興し強化する上での全ての障害物を除去しなければならない。言論、宗教、思想の自由は基本的人権の尊重と共に、確立されなければならない。

(13)われわれは日本政府がただちに全日本軍隊の無条件降伏を宣言し、それを誠意をもって実行する適切十分な保証の措置を取ることを要求する。

2. 初期対日方針：(Part I, 究極目的)(a)日本が再び合衆国並びに世界の平和と安全にとって脅威とならないための保全。(b)他国の権利を尊重し大西洋憲章

の理想と原理として表明された諸目的を支持する平和で責任ある政府の最終的な樹立。

(Part II, 2) 天皇並びに日本政府の権威は、占領の実施並びに日本管理の全権を有する総司令官に従属するものとなる。……総司令官はその権能を、天皇を含む日本政府の諸機構・機関を通して行使する。

(Part III, 3) 宗教的信仰の自由は占領後直ちに宣言されなければならない。同時に超国家主義的かつ軍国主義的組織や運動が、宗教の仮面の背後に隠れることは、決して許されないことを日本国民に明らかにしなければならない。

3. 基本指令：(Part I, 9. Political Activity) a. 日本の軍国主義的、超国家主義的イデオロギーの宣布及び宣伝は、如何なる形態においても禁止され、完全に抑止される。連合軍最高司令官は日本政府に国家神道体制への財政的、その他の支援を停止するよう要求しなければならない。(下線筆著) e. 宗教的信仰の自由は、日本政府によって速やかに宣言されなければならない。

以上に表現された占領政策の原理は、まず日本政府と天皇制の存続を前提とし、それらの機能を活用した「間接統治」であること、第二に「積極的誘導論」にもとづき、日本人の間に民主主義的傾向を鼓舞し、その上で日本国民の自由に表明した意思に基づく平和的で責任ある民主的政府を樹立することを目指していること、第三に、基本的人権の確立、なかんずく「信教の自由」の確立が重視されていること。それとの関連で、国家による神道の財政的その他の援助を一切禁じたこと。第四に、軍国主義的・超国家主義的イデオロギーの宣布を、学校を含む如何なる形態・方法においても禁止したこと、等である。

天皇制を将来どうするか、また天皇・裕仁個人の処遇や戦争責任をどの様に考えるかという問題には明快な解答は未だでていないが、とりあえず天皇制の存続を前提にして、その日本人への権威を利用して占領を迅速に効果あらしめる方策がとられ、なおかつ国家神道の廃止、軍部の解体、軍国主義的・超国家主義的イデオロギーの宣伝の禁止という措置が取られたことは、天皇制と膨張的軍国主義とを区別して対応したことになる。結局、国務省の政策と異なる点、より正確にいえば、国務省内の知日派プランナーの主張と異なる点は、大局的なところでは存在しないと言えるのである。

しかし、こと宗教政策に関しては、国務省案より、また知日派の主張より、ある意味では一歩踏み込んだ政策が現実には実施された。「神道指令」に盛り込まれた「政教分離制度」すなわち「国家と宗教との分離原則」の確立である。以下、この指令の形成過程を追いながら、その意義を検討していくことにする。

この段階までの宗教関係諸指令では、「信教の自由」の実現とその自由を制限するものを除去する問題、並びに国家神道の廃止についての明確な言及はあるものの、後に論議の焦点となった「国家と宗教の完全な分離」すなわち「政教分離の原則」については全く触れられていなかった。それらの点が極めて明確に、かつ衝撃的に指示されるのが、「国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並びに弘布の廃止に関する指令」(Memorandum for the Abolition of Governmental Sponsorship, Support, Perpetuation, Control and Dissemination of State Shinto<Kokka Shinto, Jinja Shinto>, AG 000,3 CIE, SCAPIN 448)、いわゆる「神道指令」であった。

この指令が起草されるに至った直接的契機は、同年10月7日、アメリカ国務省極東局長ヴァインセント (John Carter Vincent) が NBC ラジオの質問に応えた内容の一部が、翌8日「神道は日本の国教として廃止される」(Shintoism Will be Eliminated as Jap State Religion) というワシントン発 A P 電によって日本に伝えられたことに始まる。この報道には SCAP 当局も驚いたといわれており、総司令部は政治顧問アチソン (George Acheson, Jr.) の名で、10日国務省に問い合わせの電報を打った。それに対して国務長官バーンズ (James F. Byrnes) は13日付けで次のように回答してきた。「それら (放送の関連部分) は、SWNCC paper 150/4 のパラフレーズである。……神道は、それが日本人個人の一宗教である限り、干渉されることはない。しかしながら、それが日本政府によって指導され、また政府によって上から強制された手段である限り、それは廃止されなければならない。人々は国家神道 (National Shinto) を支持するために税を負担しなくてよく、神道は学校において存在する場を失うであろう。国教 (a state religion) としての神道、即ち国家神道 (National Shinto) は消滅するであろう。この点についての我々の政策は、神道を超えている。日本の軍国主義的及び超国家主義的イデオロギーの宣布は、如何なる形態であろうと完全に禁止

され、日本政府は国家神道体制の財政的その他の支援を停止するよう命ぜられるであろう<sup>38)</sup>。」(下線筆者)

ヴィンセントの放送は、この段階ではアメリカ国民への時事解説であり、SCAPへの指令ではなかったが、ヴィンセントの見解は「基本指令」に基づくものである。上述の[Part I, 9-a]にほとんど同様の表現が見られる(下線部分参照)ことで、それは明らかであろう。しかしながら、この指令は11月上旬になってSCAPに伝達され、しかも当時は連合国にも非公表ということになっていたため、10月の段階では総司令部スタッフがその内容を知らないのも当然であった。しかし、我々にとって特に重要な占領の総合的かつ政治的目的を明示した第一部(Part I)は、同年9月1日に完成し、17日には統合参謀本部(JCS)の、19日には三省調整委員会(SWNCC)の承認を得ているのである<sup>39)</sup>。つまり、「初期対日方針」とほぼ同時期に検討、策定されたものなのである。この様な事情から、バーンズの返電では「初期対日方針」のパラフレーズであると述べられているのであろう。

神道指令の準備は、この返電をうけて正式に始まった。CIE局長だったダイク代将は、宗教資源課の宗教問題担当スタッフであったバンス大尉(William Kenneth Bunce)にその返電を手渡すとともに指令草案の起草を命じ、12日にCIE顧問となったばかりの岸本英夫の協力を得ながら、作業は進められた。そして、1945(昭和20)年12月15日、戦後日本の宗教制度と宗教界に決定的な影響を及ぼした「神道指令」が発せられたのである<sup>40)</sup>。

この指令の目的は、宗教を国家から分離し、宗教を政治的目的への悪用を防止し、均等な機会と保護を受ける資格あるすべての宗教、信仰、信条を全く同じ法的基礎の上におくこと、また、神道のみならず、全ての宗教、教派、信条或は哲学の信奉者が、政府と特別の関係を持ち、軍国主義的、超国家主義的イデオロギーの宣伝宣布を行うことを禁止することにあつた(2-a)。そのために、国家による神道の後援、支持、保全、管理、布教を禁じ、内務省神祇院等を廃止し、公共的資金による一切の財政的支持の禁止、全部ないし一部公的資金により維持されている教育施設に於ける一切の神道教育・神道儀礼の禁止、公人の神社参拝、その祝典、祭礼への参加禁止、公文書における国家神道的、軍国

主義的、国家主義的用語の使用禁止等を命じたのであった。すなわち、直接的には、国家神道の廃止 (abolition of National Shinto) であり、一般的には、国教の廃止 (disestablishment of state religion) を命じたのである。そして、国家との関係を断った神社神道が、軍国主義的超国家主義的要素を払拭し、日本人個人の宗教又は哲学で事実上ある限り、全く自発的な私的寄金・資産によって運営され、かつ信奉者が他の宗教と同等の一宗教として存続を望むならば、その様に認められると明示したのである。

## 六 結論：日本宗教制度改革の意義

ルーズベルトは、この戦争を通じて枢軸国の侵略性の温床を徹底的に破壊しつくし、世界を自由主義と民主主義の福音でもって改造する決意であることを、高らかに宣言した。そして、共通の対枢軸国占領目標を、1. 完全なる非武装化、2. 侵略思想の根絶、3. 独裁的政治形態の解体と根絶、に置いたのであった。日本の場合の解体と根絶の対象は、軍部による政治支配すなわち軍国主義体制と、天皇崇拜と結び付いた国家神道体制であった。まさに、これらの存在と結合こそが問題視されたのであり、それらの構造的解体は必然的に導き出される政策であった。事実、上記の目標を現実的に達成するための方策を検討してきた国務省、三省調整委員会 (SWNCC)、統合参謀本部、そしてポツダム宣言に表明された連合国の総意のいずれもが、独裁的政治形態とそれを鼓舞する哲学、その教育を問題としており、それらの構造的解体と根絶は基本目標として認識されていた。

天皇制を軍国主義そのものと、また超国家主義思想そのものと切り離して無害化する政策と同様、神道と国家とを切り離す政策も、その基本方針から必然的に導き出される政策と見なすことは不自然ではない。また、個人としての神道信仰と国家神道との明確な区別、前者の存続を許し、後者のみを問題にする点、公的財源による経費の拠出の停止などについても、国務省案以来の方針であった。パンス自身、彼が作成した神道指令の説明文書「担当者研究」(Staff Study) において、「4. 結論：a. 包括的問題、(2)神道は宗教としては廃止できない。即ち、信教の自由の原理及び宗教それ自身の性格によって廃止は不可

能である。実際のところ、宗教としての神道を廃止したり、神道を天皇から分離することは必要ではない。天皇と神道とは實際上同一のものである。国家神道の危険性は、(a)国家による保証、支援、宣伝に、(b)日本政府と神道国家主義者たちが、日本の国土・天皇・日本国民の起源は神聖であるという多少曖昧な神話を利用することに、(c)日本国民に神道の儀礼の遵守を強要し、その諸前提を額面通りの事実であると信じることを強制した点に、存在する。

(3)天皇と神道との相互の結合が危険なのではない。全ての行政上及び軍事上の権限を名目上一人の「祭司王」(a priest-king)の手に委ねながら、実際は政府機関の統制権を握っている権力者集団にその権力の行使を許している、政治制度の特殊な性格が危険なのである。(4)解決策は、(a)天皇の地位の保持を認める我々の政策と一致するような、教会と国家との完全な分離を達成すること。(b)国家の実際の管理を国民によって選ばれた代表の手に直接渡せるように、日本の憲法と法律の改正を保障すること、である。」(12.3第三次メモ)<sup>41)</sup>と解説しているように、「宗教としての神道は廃止する必要はなく」、「国家の特異な政治制度と結び付いた神道」が危険なのであるから、これを徹底的に切り離すために「教会と国家を完全に分離する」ことを主張したのである。

従って、バンスの神道指令の内容は、アメリカ政府の政策と矛盾しているものではなく、その意図の現場への適用として十分に理解できる。しかも、神道指令は、厳しく国家神道の廃絶のみを強調した印象を与えるヴィンセントの放送内容に比べても、いわゆる国家主義的神社も一宗教として、私的な宗教団体として存続できる方途を明示しており、その点では國務省案の復活と言える性格を持っている。そして、その根拠として信教の自由とすべての宗教の法の前での平等をうたい、それを保障し、かつ宗教が将来ともに政治的に二度と利用されることが無いように政教分離の原則を明確に打ちだしたのである。単に国教としての神道を認めず、国家と神道という特定の宗教との分離ではなく、「教会と国家との完全分離」、換言すれば「宗教一般と国家との分離」、即ち「厳格な政教分離原則」として原理を鮮明にした功績は、まさにバンスに帰するところ大である。バンスの苦心は、確かにここにあったのである。

さらに、神道指令のこの特徴を、ルーズベルトの文明論的宣言、及びマッカー

サーの個人的野心の中に置いて考えると、当時の状況下において神道指令が果たした、もう一つの独得の役割が浮かび上がってくる。それは日本のキリスト教化政策との関係である。マッカーサーの個人的願望の一つがそれであり、そのために宣教師の大量派遣を本国に求めていたこと、しかもその願望は、単にマッカーサーの個人的な希望であったのではなく、多くのアメリカ人が抱いていた考えでもあったし、正式な戦略目標として語られてもいたことは既に述べた通りである。そこには「民主主義と自由主義を抱くキリスト教文明」対「専制政治、全体主義を伴う異教徒の文明」という二元的な世界認識があった。そして言うまでもなく、前者の全面的勝利が目指されていたのである。根絶すべき侵略思想に取って代わるものは、正にキリスト教とその文化であった。

このような主張とマッカーサーのキリスト教支援とは、一致するものである。バンスが起草した神道指令は、このようなキリスト教化政策という政治目標をも一定の制限の下に置くものであり、かつ先勝国の宗教で、マッカーサーが日本人の精神的・道徳的空白を埋める唯一の宗教であると公言してやまなかったキリスト教をも、他の宗教と等しい法的基礎の上に置くものであった。実際、CIE宗教課は少なくとも形式的には全ての宗教に対して全く同一の態度を取ろうとし、キリスト教の宣布のために占領軍の人員及び資材を利用してはならないという内部通達を用意していた。さらに課長であったバンスは、占領軍はキリスト教だけを特別に厚遇する政策を取るものではなく、諸宗教を公平に保護するものである旨の声明を出すようにマッカーサーに進言している<sup>42)</sup>。占領軍のかつてないほどの強大な権力を持ってキリスト教の宣布が行われることを、この指令と宗教課は抑止する役割を果たしたとも言えるのである。

これらの点を考慮すると、バンスの起草による神道指令は結果として、ルーズベルト、マッカーサーのキリスト教化政策と表裏をなしていた「文明論的理想主義」と、国務省案、なかんずく知日派の現実的・実際的方針との両者を止揚する方策として、「国家と宗教一般との分離」政策を生み出したとも見なすことが出来よう。その意味で、バンスの神道指令は当時としては一種の極めて理想的な結論を導きだしたとも言えるのである。

占領軍による以上のような宗教制度の改革は、その後の日本社会と宗教に極

めて大きな転換をもたらした。何よりもそれは、日本の国家構造と国家の宗教的意味について大転換をもたらした。占領改革によってもたらされた国家構造は、旧体制とは大きく異なっている。三権を超越する権源であった「国体」とその観念が消失し、天皇は「国民統合の象徴」となり、一切の政治的軍事的権限を放棄した。基本的には三権分立が計られ、かつ法源、権源は世俗法である「日本国憲法」になり、日本は初めて近代的な意味での法治国家になった。国家の宗教性はなくなり、信教の自由は国家を超えた「基本的人権」として確立したのである。この様に、占領改革は日本の伝統的な祭政一致的体制を基礎とした疑似家父長制的な国家構造を解体し、国家の宗教的意味に一大転換をもたらしたのである。

この転換はまた、歴史上かつてない規模と質をもって「信教の自由」を保障し、自由な宗教的空間の大きな広がりをも日本社会に生みだした。西洋的伝統における、とりわけ近代的意味における「信教の自由」は、原理的には無条件の自由権である。それは歴史的に教会が世俗国家を超越した実在性を有していたことや、近代に入ってから良心の自由という個人主義的人間観に基づいた普遍的理念に発するものと考えられるようになったためであろう。この様な意味を含意する「信教の自由」は、明治憲法の規定には全くなかったといえる。超越的な自由権を有していたのは、天皇のみであった。この自由が本来の意味で保証され、その結果、明治以来の社会経済的近代化にも拘らず前近代的な文化装置の桎梏のもとで抑圧されていた宗教的要求を解放したのである。それが戦後直後の夥しい数の新宗教の展開である。その中には、その後既成教団を凌ぐ新宗教教団がいくつか出現したことが、解放された自由な宗教的文化的空間の大きさを物語っているといえる。

また本稿では触れなかったが、占領軍の他の改革の中で宗教制度の改革と相俟って大きな影響を与えたものは、家族制度と教育の改革である。前者は伝統的な「イエ」制度を弱体化し、天皇を家長とする「家父長的国家」の社会的基盤を解体した。これによって、一方では人々を家に縛る宗教から法的に解放し、他方では近代以来の仏教の寺檀制度や神社神道を支えてきた地域共同体の崩壊をもたらした。また後者は、学校教育を天皇制倫理の宣布教育機能から解

放し、自由主義的民主主義的思想の定着をはかるうえで大きな役割を果たした。いずれも、自由な宗教的空間の拡大に貢献したといえよう。

## 注

- 1) William P. Woodard, *The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese Religions*, Leiden, E. J. Brill, 1972 (阿部美哉訳, 『天皇と神道—GHQの宗教政策』サイマル出版会, 1988年)。
- 2) 思想の科学研究会, 『共同研究: 日本占領—その光と影』上下, 徳間書店, 1972年。
- 3) 阿部美哉はその後も, 『宗教研究』その他においてGHQの宗教政策に観する論考を発表している。阿部美哉, 「占領軍の対日宗教政策」『宗教研究』Vol. 48, No.1, 1974, 同「GHQの宗教政策—宗教学的の政教分離論の試み(上)—」「組合派宣教師と天台僧—宗教学的の政教分離論の試み(下)—」, 『展望』, 1975年。
- 4) ウッダード, 前掲邦訳, 12頁
- 5) 同前, 14頁
- 6) 高橋史郎「神道指令の成立過程に観する—考察」, 『神道宗教』第115号, 70, 72頁
- 7) この点については, Woodard, *op. cit.*, chap. 22. 阿部美哉「キリスト教—うたえども変わらず」, 前掲『共同研究: 日本占領軍』下, 63-78頁, 参照。例えばマッカーサーは, 岐阜県在住の宣教師ホウウェル女史宛の手紙では次のように言明している。「私は日本がキリスト教化されるであろうとの希望と信念を持っていることを理解して欲しい。そのために私はあらゆる努力をはらっているのであって, 日本にいる宣教師一人につき千人位づつ欲しいと願っている。」(A Letter from D. MacARTHUR to Miss Elizabeth A. Whewell, October 4, 1947, GHQ/SCAP Records(CIE), Box 5166, Sheet No. C-00589. 国図現代史所蔵)
- 8) S. Rosenman (ed.), *Public Papers and Addresses of Franklin D. Roosevelt*, 1940 Volume, pp. 633-. 森田英之『対日占領政策の形成—アメリカ国務省1940-44』葦書房, 1982年, 22-24頁参照。
- 9) “Lend-Lease Bill”, January 10, 1941, H. R. 1776 and S. 275. cf. Rosenman (ed.), *op. cit.*, pp. 673-678.
- 10) “The Annual Message to the Congress”, January 6, 1941, *ibid.*, pp. 663-672.
- 11) 森田, 前掲書, 43頁。
- 12) Rosenman (ed.), *op. cit.*, p. 672.
- 13) 五百旗頭真, 『米国の日本占領政策』中央公論社, 1985年, 上5頁。
- 14) “Radio Address by the President”, delivered on May 27, 1941, in U.S. Department of State (ed.), *The Department of State Bulletin*, Vol. IV, p. 653.
- 15) *Ibid.*, Vol. V, No. 124, p. 350.

- 16) "Address by the President to the Nation", broadcasted from the White House, December 9, 1941, *ibid.*, Vol. V, No. 129, p. 479.
- 17) "Message of the Preseident to the Congress on the State of the Nation", delivered before a joint session of the two Houses of Congress, Jan 7, 1943, *ibid.*, Vol. III, No. 185, p. 20.
- 18) *Ibid.*
- 19) *Ibid.*, p. 145.
- 20) 森田, 前掲書, 32頁。なお, ヨーロッパやアジアなどの遠隔の地における戦乱がいかにかにアメリカの安全保障にとって決定的な脅威となってくるかという, 国家の直面する危機の実態を国民に説明し国防への協力を納得させる論理として, ノックス, ホーンベック, およびルーズベルトによって展開された論法を, 森田は「合衆国被包围論」と名付けた。同前, 第1章, 1-40頁参照。この章で取り上げたルーズベルトの諸演説についても, これを参照した。
- 21) 特別調査部の設置, 戦後外交政策諮問委員会の設立とその機能, この過程に於けるハルとルーズベルト等との主導権を巡る争いについては, 五百旗頭, 前掲書, 上, 第2, 5章, また森田, 前掲書, 第2章に詳しい。戦後外交政策諮問委員会には, 多数の小委員会が設置されたが, 戦後対日政策の立案に関して重要なのは領土小委員会 (Territorial Subcommittee) 及び安全保障小委員会 (Security Subcommittee), 特にその内部の安全保障技術小委員会 (Security Technical Subcommittee) と, これらの各分科会の作業を統合・調整する働きをもった政治小委員会 (Political Subcommittee) であった。
- 22) 以下の内容は, 主として森田, 前掲書, 第4章を参照した。なお, 五百旗頭は国務省のこの段階における同様の論議を, 「積極誘導論」「介入変革論」「介入慎重論」「隔離・放置論」の四つの立場に分類して論じている。五百旗頭, 前掲書, 第6章。
- 23) 森田前掲書, 123頁。
- 24) Cabot Coville, "Status of Japanese Emperor", T 315, May 25, 1943, RG 59, p. 3, 10, Notter Files, Box 63. H-114 Preliminary, pp. 1-2. 森田, 前掲書, 118-120, 133-135頁。
- 25) H-114 Preliminary, p. 4. 森田, 前掲書, 134頁。
- 26) Coville, T 315, *op.cit.* 「象徴」という術語が憲法草案に登場してくる過程についての検討は, すでにいくつかの先例があるが, 比較的よく整理されているものとして, 中村政則『象徴天皇制への道』岩波新書89, 1989年, がある。
- 27) "Preliminary Political and Policy Questions bearing on Civil Affairs Planning for the Far East and Pacific Areas", Memorandum prepared in the War and Navy Department, 18 February, 1944, in *Foreign Relations of the United States* (以下, *FRUS* と略), 1944, Vol. V, pp. 1190-1194.
- 28) "Japan: The Post-War Objectives of the United States in regard to Japan",

- PWC-108b, CAC-116b, May 4, 1944, in *FRUS*, 1944, Vol. V, pp. 1235-36.
- 29) PWC 会議での知日派の原案とその修正を巡る攻防については、五百旗頭、前掲書、下51-69頁に詳しい。
- 30) “Japan: Abolition of Militarism and Strengthening Democratic Processes” PWC-152b, CAC-185b, May 9, 1944, *FRUS*, 1944, Vol. V, pp. 1257-1260. 森田もこの文書の重要性を強調し、内容と意義を詳細に論じている。森田、前掲書、159-168頁。
- 31) 五百旗頭、前掲書、59頁。
- 32) 文民統制の原理の確立をうたった第二項には、日本は戦後においても軍事力を持つべきでないという広範な合意が存在するという、戦後憲法でうたわれた軍事力の不保持と交戦権の否定に通ずる主張が述べられていると同時に、「日本がもしも今後、何らかの形態の軍備を保持することが許されることがあるとすれば」と述べて、日本に再軍備の可能性があることを想定し、その場合であっても、軍部が政府を動かすことがないようにと「文民統制」の原理の確立を強く主張している点が、戦後の自衛隊の創設と交戦権の解釈を巡る論争を考えると興味深い。*Ibid.*, IV-2., p. 1259.
- 33) “Japan: Freedom of Worship” PWC-115, CAC-117, March 15, 1944, in *FRUS*, 1944, Vol. V, pp. 1207-1208.
- 34) 後の論議との関連で重要な点は、国家と宗教の分離という表現は用いられていないものの、この勧告の内容は政教分離原則の具体的内容であるということである。信教の自由を日本に於て実現するには、政教分離の概念を念頭に置きながら、表面上は国家神道の廃止即ち国家が神道に関与することの禁止を命じていたものであることを、これらの文書の表現から読み取ることはさほど困難ではない。
- 35) “Japan: Political Problems: Institution of the Emperor” PWC-116d, CAC-93e, May 9, 1944, in *FRUS*, 1944, Vol. V, pp. 1250-1254. 天皇制の存廃をめぐる国務省及び内外の激しい論争と帰結に関しては、五百旗頭、前掲書、下41-69頁に詳しい。
- 36) 「三省調整委員会」並びに「連合軍総司令部」内における論議や実施過程における諸問題についての検討は、五百旗頭前掲書、下第9章、坂本義和・R. E. ウォード編『日本占領の研究』東京大学出版会、1987年、等に詳しい。
- 37) これらの文書、および後出の「人権指令」「神道指令」は、Government Section of the Supreme Commander for the Allied Powers (SCAP) (ed.), *Political Reorientation of Japan*, Greenwood Press Reprint, 1970. に収録されている。
- 38) GHQ/SCAP Records (CIE), Box No. 5059, Sheet No. C-0001, 国図現代史所蔵。
- 39) 鈴木英一『日本占領と教育改革』勁草書房、44-45頁参照。なお、最近公刊された証言によると、1945年8月末にGHQの民政局次長として、マッカーサーの依頼に応じて陸軍省民政局から派遣されて赴任したC. L. ケーディスが、この基本指令の前案を持参したという。竹前栄治『日本占領—GHQ高官の証言—』中央公論社、

1988年, 37頁。

40) この経過については, 岸本英夫「嵐の中の神社神道」[「バンス博士と一問一答」, 新宗連調査室編「戦後宗教回想録」新宗教新聞社, 1978年, 195-294頁。前掲「日本占領と教育改革」, 72-79頁。並びに, 前掲「日本占領」, 185-212, 302-306頁等に詳しい。

41) CHQ/SCAP Records (CIE), Box No. 6932, "Shinto-Staff Sutdy", 3 December, 1945, pp. 11-22.

42) 前掲「キリスト教—うたえども変わらず—」

(創価大学文学部助教授・宗教社会学)

追記 本稿は, 昭和六十年度から三年間にわたる文部省科学研究費補助金による総合研究(A)「連合軍の日本占領と日本宗教に観する基礎的研究」(代表者・井門富二夫筑波大教授)の研究成果の一部である。